

農業者の所得支援を求める意見書

多くの農家では、おいしい米をつくろうと、日夜努力を重ねながら稲作に挑戦している。しかし米価が生産を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が困っているのが現実である。こうした中で政府は、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしているが、この低米価では、規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねない。

平成 25 年度までは、主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産、そして農村を支えてきたことも事実である。

平成 26 年度からは「農業者戸別所得補償制度」から「経営所得安定対策」に替わり、米については 10 a 当たり 7,500 円の交付金へと下げられた。また、この制度は平成 30 年産米から廃止されようとしている。このままでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済がますます混乱してしまう。

農業に対する政府の方向性も分からなくもないが、未だ地方には経営に困っている農家が多く存在していることを十分に理解していただき、当面、目に見える形で農業者の所得支援が実現されることを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 3 月 17 日

新潟県村上市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
農林水産大臣 山本 有二 殿
衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 伊達 忠一 殿